

2014年度助成分

■研究課題名

リスク・ガバナンスにおける不確実性の政治

研究代表者：

土佐弘之 (神戸大学大学院国際協力研究科・教授)

研究期間：2014年9月1日～2015年8月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、技術社会が生み出す深刻なリスク・ガバナンス問題、特にポスト通常科学の領域における不確実性の政治について批判的に（技術中立論に対しても技術実在論に対しても批判的な立場から）検討・考察していくことである。例えばチェルノブイリや福島の原子力発電所事故のような急性型破局と地球温暖化のような慢性型破局といったように、「自然」を制御するために、人類は皮肉なことに自らが制御できない、自然のリスクと科学技術のリスクをかけあわせたようなハイブリッド・モンスターを産出するようになってきているということがある。しかし、核エネルギーの利用のように、不確実性が極めて高く価値論争的なポスト通常科学の領域では、テクノクラシー主導のリスク・ガバナンスは、そのリスクを過小評価する傾向をもつ。つまり、そのリスク・ガバナンスは、最悪シナリオに基づく予防的回避（つまり技術の不採択）という選択を無視する結果、最悪の更新という形で、「想定外の」破局を招来する危険性を有している。加えて、そこから不運と不正義の境界問題、つまりリスクの配分における不正義問題を引き起こすことになる。福島における原子力発電所事故後に社会的問題となっている低線量被曝のリスク評価をめぐる紛争は、その代表的な事例の一つと言ってもよいであろう。確率論的アプローチに基づく核エネルギー推進論がヘゲモニーをもっている中では、破局が起きない限り最悪シナリオ・アプローチに基づく脱原発論が正統性を得ることが難しいのと同様に、統計学的にも大量の甲状腺癌患者が現れない限り政府主導のリスク・ガバナンスにおける被曝の影響を過小評価する傾向が続き、不確実性から派生するネガティブ・リスクはレジリエンスの要求とともに市民、特に脆弱な立場にある市民（たとえば、福島の子供たち）に押しつけられる形になっている。こうした事態は、伝統的な国家安全保障が、その包摂的排除の抑圧的構造を介する形で人間の安全保障を脅かす構図とも重なるところがあるが、そうした不正義問題を克服していくためにも、フクシマを範例とするような破局を回避するためにも技術体系の民主化をもたらすべく「被害者の視点からのリスク評価・分析」が必要となる。研究成果の一部は「批判的安全保障論から見た3・11」『シリーズ 日本の安全保障 第一巻』岩波書店等として公刊・発表した。

事業再生と課税

研究代表者：

長戸貴之 (学習院大学法学部・准教授)

研究期間：2013年4月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

研究課題の実行は、主として、2015年2月末日に東京大学法学政治学研究科に提出した助教論文の執筆という形をとった。助教論文は、修正および改訂が済み次第公刊する予定である。

その内容は、事業再生における主として再生企業（債務者企業）における課税関係について考察するものであった。考察の手法としては、歴史的分析として、日本とアメリカにおける倒産法制と企業再生税制の法形成過程を明らかにすることに注力した。特に、日本法については、第二次大戦後の会社更生法制定期からバブル崩壊後を経て現在に至るまでの期間、アメリカ法については、19世紀半ばの資本主義発達の初期からニューディール期を経て、金融危機を経た現在に至るまでという時価軸を設定し、法制度を大局的に俯瞰する手法をとった。法形成過程を観察するにあたっては、司法院・立法府・行政府・民間の弁護士らそれぞれの主体の動きに注目し、相互作用を明らかにすることに意を尽くした。その結果、時代ごとに法形成を担う中心的な主体が異なることや、既存の制度の経路依存性とそれが修正されるに至る「場」の形成に至る過程を明らかにすることができた。この作業により、法制度を漸次的に改善していくことを現実的に考える立法政策論を展開する上でのプレッシャーポイントの析出という点で重要な知見を得ることができたと考えている。

また、機能的分析として、コーポレート・ファイナンスの基礎的な知見や、租税法とリスクの関係に関する基礎的な文献を踏まえ、企業再生税制における立法論を展開する上で、平時における規律との連続性を意識する必要があると論じるに至った。この点は、従来、企業再生税制が、租税法における例外的な規定とのみ取り扱われるにとどまっていたことに対して、平時における基本規定に接合させていくことを試みた点で、未だに改善の余地は多分に残しているものの、一応の成果といえることができる。

本研究課題の研究機関終了時点では、未だに明らかにできていない問題が残っており現実の法制度を考える上での立法政策論としては不十分な点が多々あることは否めないものの、今後、公刊準備作業を通じてその点の分析を深化させていく予定である。

■研究課題名

信託の活用による国際的な法の調和に関する多角的研究

研究代表者：

星野豊 (筑波大学・准教授)

研究期間：2014年10月1日～2015年9月30日

【研究の概要】

国際知財信託は、実務上は、各国において区々となりうる知的財産を信託として再構成することにより、権利関係の国際的な調和を図ることが十分期待できる制度であるが、同時に、信託関係に対して適用されるべき「法」とは一体どの国の法であるかについて、理論的考察がなお必要な状況にある。本研究では、信託の活用による国際的な法の調和について考えるための具体的な検討対象として、この国際知財信託に注目し、国際的な法の適用に関する原則論と信託関係の理論構造との関係を再検討することで、信託による法の調和機能に関する新たな観点を見出そうと試みた。

具体的には、まず、信託関係の基本構造に関する理論的観点として、①信託設定当事者の意思を重視する観点、②形成された信託関係当事者間の権利義務関係を中心とする観点、③社会的道徳的に信託関係の形成が妥当であるかを重視する観点との3つを示し、次に、国際信託に対する法適用原則を、(1) 信託の設定と有効性、(2) 信託財産、(3) 信託財産の管理、(4) 受益権、(5) 信託に対する監督、(6) 信託関係と第三者、(7) 信託の変更・終了・継続、との局面ごとに検討した。そのうえで、知的財産の本質に関する試論としての、①知的財産の特徴を、「無形財産」と捉える考え方と、②権利者の「知的活動の成果」と捉える考え方との2つの議論のうち、敢えて実験的に後者の考え方に立ち、国際的な知財信託に対する法適用原則に関する試論を検討した。

以上の研究の結果、信託による法の調和機能に関する理論的観点については、なお検討すべき課題が多く、論文の作成には至らなかったが、信託による法の調和機能の実務上の発展課題である、今後のアジア金融市場における日本の信託の役割については、一応研究のまとめをつけることができ、これを日本知財学会で発表した。また、上記発展課題を検討するに際し、アジアにおける知財法制の実情につき専門研究者の見解を伺うことが有益と考え、中国の知財法制度に関して従来から申請者と共同研究を行っていた中国人研究者である胡勇氏と楊倫理氏のお二人が、上記知財学会発表のため来日された機会に、別途研究会兼セミナーを開催して、中国における知財法制度の実情と問題点とに関する講演を依頼し、日本の企業等が中国において事業展開する場合における問題点と共に、日本の知財信託関係が中国をはじめとするアジア金融市場において今後果たしうる役割について、意見交換を行った。

現代正義論における関係的平等主義理論の考察

研究代表者：

森悠一郎 (東京大学大学院法学政治学研究科・助教)

研究期間：2014年10月1日～2016年3月31日

【研究の概要】

本研究は、法哲学の2大分野（法概念論・正義論）のうち、現代正義論の領域における平等主義的正義構想の中で90年代に台頭してきた関係的平等主義（relational egalitarianism）理論を考察し、その擁護可能性を吟味することを目的とし、具体的には、（1）英米の現代正義論領域における平等主義の理論展開、（2）批判的社会理論領域におけるナンシー・フレイザーの「再分配／承認の正義」及びそれへの批判・論争の理論展開を、関連文献の収集・精読作業を通じて内在的に理解することを試みた。

（1）では、1971年のジョン・ロールズ『正義の理論（A Theory of Justice）』から今日に至るまでの英米圏における平等主義陣営内の諸論争（分配指標問題、分配水準問題、分配基底か？関係基底か？など）を、関連文献の収集・精読を通じて内在的に理解し、主としてエリザベス・アンダーソンら関係基底理論が分配基底理論に投げかけた諸批判の妥当性、及び関係基底理論の克服すべき課題につき、諸理論の長短を比較検討した。アンダーソンらの議論は必ずしも個々の論者に対する理論内在的な批判とはなり得ていないものの、関係基底理論の立場がおおむね擁護可能であることが示された。（2）では、フレイザーの正義理論・批判的社会理論に加え、それへの批判及びフレイザーの再応答を含めた理論展開の内容理解に努め、フレイザー理論の意義・限界を考察した。

上記考察を踏まえた研究成果の一部を以下の2つの査読付きの学術雑誌に投稿した。

「承認・スティグマ・「独立性の原理」——ドゥオーキンの資源平等論は誤承認の不正義を克服しているか」『相関社会科学』第25号、2016年3月、3-21頁

「高価な嗜好・社会主義・共同体：G. A. コーエンの運の平等主義の再検討」井上達夫編集代表『法と哲学 第2号』信山社、2016年5月 [掲載確定]

また、最終的な成果を助教論文（論文題目：「関係の対等性と正義——平等主義的リベラリズムの再定位」）として本学法学部に提出し、2016年3月14日に本学部の基礎法学研究会で報告を行った。そこでの討議を経て加筆・修正を加えたものを、2016年8月から4回に分けて、本学部紀要『法学協会雑誌』に連載する予定である。

2013年度助成分

■研究課題名

わが国におけるプライマリ・ケアの質の評価と 医療制度に対する国民満足度の調査

研究代表者：

井伊雅子（一橋大学 国際・公共政策大学院・教授）

共同研究者：

関本美穂（東京大学公共政策大学院・客員研究員/福島県立医大地域・家庭医療学講座・博士研究員）

研究期間：2013年11月1日～2015年10月31日

【研究の概要】

医療制度満足度に関するアンケート調査を行い、日本のプライマリ・ケア制度、特に地域医療の特徴と問題点を分析した。18歳以上の男女を対象とし、地域（都会／へき地）・年齢・性別で層別化し、各層から同数ずつサンプリングしてインターネット調査を行った。依頼数は6804人、有効回答数は2229人（都会1112人、へき地1117人）で、回収率は32.8%であった。都会とへき地に分けてサンプリングした理由は、わが国の医療計画は医療資源や診療機能を医療圏間で均一にすることを目的とした医療資源の均てん化を進めてきたが、果たして都会とへき地で医療満足度に違いがあるかを検討するためである。

調査期間は、2014年4月1日～4月7日で、調査の内容は、年齢・性別・学歴・年収・健康状態の他、1) 医療制度全般に対する意見、2) 医療へのアクセス、3) 医療費の自己負担、4) かかりつけ医に対する意見、5) 入院や救急受診の経験、6) 医療の質に対する認識のほか、現在受けている医療についての満足度、待ち時間、医療費が払えなくて受診をあきらめた経験や医師－患者関係などの患者経験を尋ねた。日本の医療制度では病気や気になる症状が出て初めて医療機関にかかる仕組みになっており、健康時から継続的に地域住民の健康状況を把握している医療者がほとんどいない。そのため、地域の医療機関を選ぶ時の情報（特に夜間、週末、休日での受診）が不十分であること、「かかりつけ医」がいても、夜間や休日の救急時に必要な医療を受けられないと思っている人が多いことが、日本で医療制度に関する不満が多い理由の一つとして、今回の調査で明らかになった。詳細は、井伊雅子・関本美穂（2015）「日本のプライマリ・ケア制度の特徴と問題点」『フィナンシャル・レビュー』123号財務省財務総合政策研究所に掲載。その他に現在英文の学術論文を執筆中。

立憲主義とナラティブ

研究代表者：

江藤祥平 (東京大学法学政治学研究科・特別講師)

研究期間：2012年8月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

標記課題の実行は、主として助教論文を執筆する形で行われた。この論文は、『立憲主義とナラティブーあるいは第三の領域についてー』という題目のもと、2015年2月に東京大学に提出され、同年3月に東京大学公法研究会にて報告された。

その内容は、公私の区分を内容とする近代立憲主義が、超越的視点に立つことで、公共と個人の双方の退廃を招いてきたことを明らかにした上で、間主観性という従来ほとんど省みられることのなかった領域を主題化することで、近代立憲主義の再活性化を図ろうしたものである。より具体的には、今日の近代立憲主義の問題点が、他我問題を遣り過ぎて日常生活世界からかけ離れている点にあることを明らかにした上で、近代立憲主義がダイナミズムを取り戻そうとするのであれば、自己と他者との相互理解に基づいて構築される意味世界を招き入れなければならないことを説いたものである。その中でもナラティブは、人と人のコミットメントを繋ぎ合わせて関係性を創造する働きを有するものであり、このナラティブを憲法学の内に取り込むことが公共性の足掛かりとなることが解明された。

以上の議論は、普遍主義に傾倒する従来の憲法学の在り方を正面から問い直そうとするものであり、近代立憲主義の存立基盤を根底から揺さぶるものである。ただそれだけに、今後詰めなければならない問題も残されている。とりわけ、意味世界を創造する「宗教」と「社会運動」を近代立憲主義がいかにして取り込んでいくべきかについては、公共の可能性との関連で更に議論されるべき問題である。また日本独自の意味世界として語られる天皇制コスモスの問題も論じ残している。

この助教論文は、大学の紀要等の媒体を通じて順次公表する予定である。

■研究課題名

不確実性下での最適な世代間資源配分についての研究

研究代表者：

大滝英生 (神奈川大学経済学部・准教授)

研究期間：2013年4月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

昨今、先進諸国において人口の高齢化が経済・社会問題となりつつあり、世代間の資源配分の研究の重要性が高まっていると考えられる。ところが、そのような研究を行う上では、将来における不確実性の存在を無視することは難しい。そのような状況に鑑み、本研究は不確実性下での世代間資源配分の問題を理論的に検討することを目的とした。この目的を達成するにあたり、本研究では世代間資源配分の問題を扱う標準的な理論モデルである重複世代 (OLG) モデルを基礎とし、いくつかの不確実性を考慮しながら、最適な世代間資源配分を検討した。その結果の一部は以下の論文にまとめられた。

(1) Optimality under demographic shocks [『経済貿易研究』40号 (2014年)、49-59]

この論文では、世代人口の成長率に不確実性が存在する場合の最適世代間資源配分を特徴づける条件を検討した。その結果、人口成長率によって調整された限界代替率行列の支配根が1以下になるという条件によって最適資源配分が特徴づけられることを示した。このことから更に、既存研究で明らかにされていた条件が実は計画期間の最初に存在する高齢世代の厚生を無視している可能性を指摘した。

(2) Optimality in a stochastic OLG model with ambiguity [TCER Working Paper Series No.E-69]

この論文では、将来の不確実性を複数の確率測度で評価し、最悪のケースを回避することを目的とする個人からなる OLG モデルにおける最適な世代間資源配分の条件を特徴づけた。その結果、与えられた資源配分における限界代替率行列の支配根の集合が1を含むという条件によって最適資源配分を特徴づけられることを示した。このことは、既存研究が示す条件において非最適と判断される資源配分も最適である可能性があることを意味している。また貨幣経済においては最適な資源配分が達成されることを確認した。

一票の格差と司法府の役割の国際比較

研究代表者：

粕谷祐子（慶応大学法学部・教授）

研究期間：2014年4月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

本研究課題は、選挙における「一票の価値の不平等」（選挙区ごとの有権者数の不平等、以下「一票の格差」と省略）に関し、その程度がなぜ国により、あるいは同一国でも時期により異なるのかを分析する。ここでは、司法府の実質的独立度が高いと一票の格差が低下する傾向がある、という仮説をもとに分析を進めている。助成をうけての活動期間中は、申請者のこれまで同テーマに関する研究に積み重ねる形で、(1) 世界各国の一票の格差指標データベースを拡大すること、および、(2) 事例研究としてマレーシアの事例を詳細に分析すること、の2点を主におこなった。データベースに関しては、資料整理アルバイトに依頼し、これまでに作成した約80カ国のデータベースを補完する形で、追加の約60カ国に関し、選挙結果をもとに一票の格差指標を計算した。また、あわせて統計分析に必要な関連データをアルバイトに整理・入力してもらった。マレーシアの事例研究に関しては、2014年4月27日より5月6日にかけてクアラルンプールとペナンに滞在し、現地調査をおこなった。クアラルンプールでは、選挙管理委員会から独立以来最近までの選挙結果のコピーを入手し、マレーシア人アルバイトに入力してもらった。また、選挙制度改革を求めるNGOの活動家や、野党政治家からの聞き取り調査をおこなった。

これまでの成果としては、日本政治学会年次大会共通論題における報告論文「憲法問題としての一票の格差――司法府の役割を中心に――」を作成し、2015年10月10日に千葉大学において口頭報告をおこなった。また、同様の内容のものを英語で作成しており、今後英文雑誌に投稿する予定である。さらに、一票の格差指標に関するデータベースの公開準備を進めているが、これは政治学者の間での慣行に従い、英語での論文が公刊された後に行う予定である。

■研究課題名

新興国における民主化と租税政策

研究代表者：

加藤淳子 (東京大学大学院法学政治学研究科・教授)

研究期間：2013年11月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

計画通り、新興国の民主化と租税政策の関係について、事例のデータを集めるとともに、数量分析を行った。具体的には、新興国への近代的な課税の導入がどのように行われているか、国際通貨基金や世界銀行がどのように付加価値税導入に関しアドバイスや支援を行っているかなどを調べ、その概要を明らかにするとともに、数量分析を行った。研究対象とする160カ国を、成熟した民主主義国と新興国の三類型（新しい民主主義国、不安定な体制、安定した権威主義体制）に分け、それらの国がそれぞれ、「代表なくして課税なし」「逆進的課税の下での民主化」「逆進的課税導入しても民主化なし」「逆進的課税の導入なく民主化もなし」という異なる傾向を示すことを明らかにし、その後、租税の導入後、どのようなタイミングで民主化が進むか、それが政治的エリートや民衆の、租税の逆進性や社会的不平等に対する対応や反応とどのように関係するか、などについて仮説を立てた。これら仮説を検証するため、付加価値税の導入の状況と民主化の進捗の度合の関係を、様々な社会経済変数をコントロールしつつ探るため、各国の時系列のパネルデータを用いて数量分析を行い、平等性を損なうはずの逆進的課税がどのようなメカニズムで民主化を進めるかの因果メカニズムの解明を定量・定性分析の両面から行った。研究の成果は既に英語の論文としてまとめられ、2014年8月にワシントンDCで行われた米国政治学会の年次大会で発表した（米国政治学会理事として理事会に出席するなど他の所用により、この渡航費用をまかなったため当財団研究費からの出費はない）。

Kato, Junko. "Representation with Regressive Taxation: State Revenue Production and Democratization Revisited." 2014 American Political Science Association Annual Meeting, Washington D.C., August 28-31 (With Seiki Tanaka).

その後、論文は雑誌に投稿しレビュープロセスに入っている。また、逆進的課税の導入が、新興国の貿易の自由化や経済の合理化の改革とともに行われることに着目し、こうした経済的改革が逆進的課税を媒介変数として、これらの国々の民主化に影響を与える可能性を探り、さらに研究を発展させている。

日本産業の国際競争力の決定要因-産業レベルの 長期パネルデータを用いた実証分析

研究代表者：

加藤雅俊 (関西学院大学経済学部・准教授)

研究期間：2013年5月1日～2015年9月30日

【研究の概要】

経済のグローバル化が進展する中、日本企業のグローバル市場での競争力が失われつつあることがたびたび指摘されている。グローバル市場での競争力を獲得するためには、国内産業における企業間の再編成による競争力強化、あるいは、規制緩和などによる国内外からの新規参入の促進などの必要性が広く議論されている。これまでに、生産性の観点等から、国際競争力がどのような産業で低下しているのかについては様々な研究が行われている。しかし、グローバル市場における日本企業の国際競争力の低下の「原因」については、実証的に必ずしも明らかにされていない。また、産業組織の分野においては、国内競争の活発化を行うことが企業のイノベーションを促進し、結果として産業発展あるいは国際競争力強化につながることで議論されてきた。しかしながら、逆に、合併・買収などの企業の再編成を促進することで、産業内における生産要素の再配分を通じた効率性改善につながり、国際競争力を高めることにつながり得ると考えられる。

このような背景のもとで、本研究は、国内での競争の程度（「新規参入率」「集中度の変化」「中小企業比率の変化」）が国際競争力にどのように貢献するのかについて日本の製造業のパネルデータを用いて実証的に取り組んだものである。特に、研究開発集約的な産業とその他の産業で競争の効果が産業間でどのように異なるかについて分析した。データは、国内競争については「事業所企業統計」「工業統計」などから入手し、国際競争力は、UNIDOデータベースより当該産業における国内産業の世界シェアを計測した。結果は、国内競争が激しいほど国際競争力が高まる可能性を示唆し、この効果は研究開発集約的な産業ほど高い。最終的な研究成果は、以下のように英書の一章として2017年3月頃出版予定である（現在査読に基づき改訂中につきタイトルおよび内容に変更可能性あり）。

Kato, M. “Does competition at home contribute to international competitiveness? A panel data analysis”, in Yuji Honjo (ed.) *Competition, Innovation, and Growth in Japan*, Chapter 3, Springer, forthcoming.

■研究課題名

開発途上国におけるソーシャル・イノベーションが 公共的価値の創出に果たす役割

研究代表者：

神谷祐介（龍谷大学経済学部・講師）

研究期間：2013年12月1日～2015年5月31日

【研究の概要】

本研究は、調査対象国としてラオスを選び、ソーシャル・イノベーションへのニーズとそれが公共的価値の創出に果たす役割を明らかにすることを目的として行った。近年ラオスでは、経済発展やグローバル化の影響を受け、住民の食生活や運動習慣が急激に変容しており、肥満や生活習慣病の問題が指摘されている。また、若者の間では、特に都市部では美容意識の高まりもあって、健康・美容業界の市場拡大と、こうした健康課題への対応策となる新たなイノベーションへのニーズが見込まれている。

こうした背景から、本研究では、ラオスにおける健康・美容分野に焦点を当て、現在どのような取り組みが存在するか、今後どのようなイノベーションが望まれるかを検証すべく、ラオス国内の関連団体（援助機関、民間企業、大学など）での聞き取り調査、マーケットでの市場調査、そして街頭調査を行った。市場調査では、ビエンチャン市内のショッピングセンターとナイトマーケット（メコン川に面した公園内で夕方以降に露店が立ち並ぶ）にて、商品の価格・売れ行きなどについての聞き取りを行った。街頭調査では、2015年にナイトマーケット周辺の歩行者を対象にして、質問票調査と身体計測を行った。街頭調査は2回行い、計790人（1回目390人、2回目400人）のサンプルを得た。さらに、うち50人に対しては、日本から持ち込んだ100円均一の美容・健康グッズ（万歩計、竹踏み、小顔ローラー、頭皮マッサージ機など）5種類を試用してもらい、各商品に対する満足度と支払い意思額（WTP）を尋ねた。

街頭調査で収集したデータについて回帰分析を行った結果、美容・健康グッズに関して、これまで見たことがない場合に満足度が有意に高まることを確認した。各グッズへのWTPに関しては、その平均値が300円～500円であり、日本での価格の3倍以上を示したこと、肥満または痩せの傾向にある人の方が（BMIが通常範囲内の人と比べて）美容・健康グッズへのWTPが低い傾向にあることが判明した。これらの結果は、ラオスにおいて健康・美容の課題解決を目指すビジネスに対して潜在的なニーズと商機があること、自身の健康問題がより深刻である人（肥満や痩せ）の方が新しい財に興味を示さない、つまり、健康格差の可能性のあることを示唆しており、今後の本分野におけるソーシャル・イノベーションの必要性と重要性を感じさせるものとなった。

経営者予想利益の株式市場アノマリーに関する実証研究

研究代表者：

首藤昭信 (東京大学経済学研究科・准教授)

共同研究者：

北川教央 (神戸大学・准教授)

研究期間：2013年9月1日～2015年8月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、決算短信制度で開示される経営者予想利益の株式市場におけるアノマリーの存在を検証することである。わが国の情報開示制度の最大の特徴は、経営者が自ら次期の財務数値の予想を公表する決算短信制度を有していることである。これは証券取引所の要請にしたがって行われる開示実務であるが、ほぼすべての上場企業が予想情報を開示している。情報開示制度が進んでいるといわれる米国でも、経営者予想利益の開示は任意開示であり、日本のような全社的な開示は行われていない。しかしながら、監査を受けない任意開示となる経営者予想利益の質にはバラツキがあることが想像される。経営者予想利益の公表は株価に影響を与えることが分かっているため、経営者は自ら公表する利益を歪めるインセンティブを有するためである。もし投資家が、このような予想利益情報のバイアスを見抜いていなければ、操作された予想利益に市場は誤導され、株価形成が歪められている可能性がある。本研究では、このような推論にもとづく経営者予想利益のアノマリーの有無を実証的に検証した。第1に、会計数値を利用したファンダメンタル分析を利用して、経営者予想利益の期待値を推計し、経営者予想利益の裁量部分を測定した。第2に、裁量部分が多い経営者予想利益は、実際に予想値を達成できず、その信頼性が低くなることを示した。第3に、利益を嵩上げする上方バイアスがかかっている企業の株式を売り、下方バイアスがかかっている株式を空売りするというランキング・ポートフォリオ戦略を実施し、正の異常投資収益率が獲得できるか否かを検証した。分析の結果、上記の投資戦略を実行した結果、わが国の株式市場に経営者予想利益に関するアノマリーが存在することが例証された。本研究の意義は、証券取引所の要請によって行われている経営者予想利益の開示実務に対してインプリケーションを提供することにある。経営者予想利益は、投資意思決定のための重要な情報源として定着している。しかし予想利益情報の信頼性については未解明な部分が多く、本研究の結果は会計規制、会計実務または株式市場の効率性に関する議論に貢献を行うことが期待される。本研究の成果は、すでにワーキングペーパーとして要約されており、東京大学経済学研究のCARF (<http://www.carf.e.u-tokyo.ac.jp/workingpaper/index.html>) よりダウンロード可能となっている。現在は、査読誌に投稿中であり、早期の公刊に向けて努力している。

■研究課題名

欧州銀行同盟の構築に関する法制度的研究－EU法の視点から－

研究代表者：

庄司克宏（慶應義塾大学大学院法務研究科・教授）

研究期間：2013年11月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

金融グローバル化の下で、欧州銀行同盟は、ユーロ危機の発端となった銀行危機と政府債務危機の悪循環を絶つということを直接の目的とし、欧州中央銀行（ECB）による一元的銀行監督制度を中核として構想された。しかし、それだけにとどまらず、銀行同盟は「真の経済通貨同盟」へ向けた三つの統合枠組みの一つとして位置づけられ、三段階（2012年～13年、2013～14年、2014年以降）のうち最初の二段階で完成するよう設計された。第一段階の目標は、ECBによる一元的銀行監督制度（SSM）の導入および欧州銀行庁（EBA）による単一規則集の作成等であった。また、第二段階は、適切な「安全装置」の取り決めで伴った単一の破綻処理制度の導入であった。本研究では、ECBによる一元的銀行監督制度および単一破綻処理メカニズムを題材に、EUおよび加盟国間の権限関係およびEU内における機関間の権限配分という視点から研究を行った。

第1にECBによるSSMの法制度的分析として、SSMの根拠規定であるEU機能条約第127条6項には、以下の4つの限界がある。

- （イ）金融機関の健全性監督に関する一般的任務ではなく特定の任務に限定される。
- （ロ）保険事業者は明文で除外されている。
- （ハ）非ユーロ圏のSSM参加国にECB内においてユーロ圏参加国と対等の地位を付与することが困難である。
- （ニ）金融政策と銀行監督との利益相反の問題である。EUは、それらの点につき、根拠規定の範囲内に適合するようにEU立法による解決を行った。

本研究の第2の課題として、単一破綻処理メカニズムの法制度的分析を行った。その最大の問題点は、EU基本条約に明文の根拠規定がないことであった。

- （イ）単一の破綻処理制度は倒産法制的調和を伴うことを必要とするが、それは現行条約の下では加盟国の権限事項である。
- （ロ）また、破綻処理機構には財政当局の支援が不可欠あることを考慮するならば、単一の破綻処理機構は単一の財政当局を必要とするかもしれない。
- （ハ）さらに関連する点として、少なくとも、預金保険制度には政府保証が必要とされるため、EUレベルの預金保険制度にはEUレベルの財政的能力が求められる。

これらすべてについて、EU基本条約には明文規定が存在しない。そこで、EUはEU機能条約第114条（域内市場のための各国法調和措置について規定する）およびEU司法裁判所が判例法として示したMeroni原則（広範な裁量権を伴う権限の委任は認められない）に照らし、EU立法による解決を行った。

学校選択制度の導入が生徒の学力に与える影響に関する 実証研究

研究代表者：

陣内悠介 (国際大学国際関係学研究所・講師)

研究期間：2013年11月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

本研究の目的は、米国初等教育の改革政策を定量的に評価することであり、具体的には改革の柱となっている学校選択制度を分析対象とした。近年の米国では、チャーター・スクールと呼ばれる新しいタイプの公立校が注目を集め、従来の公立校に代わる選択肢を提供するものとして、同スクールを導入した学校選択制度が急速に普及している。本研究では、学校選択制度の導入によって生じる公立校同士（従来校対チャーター校）の競争が、生徒の学力に及ぼす影響を分析した。理論的には、学校間競争を通じて従来校の教育水準が高まることが想定されるものの、既存の実証研究では計量方法に問題があり、これまで正確な政策評価がなされてこなかった。より具体的には、先行研究では学校間競争を学校単位で定義してきたが、小中学校の学年が統一されていない米国においては、同じ学校に通う生徒の中にも、近隣の他の学校を選択できる生徒と、（他校に当該学年がないために）選択できない生徒とが混在している。本研究では、米国ノースカロライナ州の公立小中学校に通う全ての生徒をカバーした、極めて精緻な個票データを用いた。生徒個人を識別することで、それぞれが他校との競争に面しているかどうか、および他校へ転校したかどうかを判断することができ、上記で指摘したように通う学校を選択できる生徒とできない生徒とを区別した。そのことによって、実際の競争に直面している学年の生徒にどのような影響が生じているのかを分析することが可能となった。結果として、本研究では、従来考えられていたよりも大きな正の競争効果があり、学校選択制度の導入が、生徒の学力向上につながっていることを示した。これらの成果をもとにした論文は、“Direct and Indirect Impact of Charter Schools' Entry on Traditional Public Schools: New Evidence from North Carolina”として、海外学術誌の *Economics Letters* に掲載された。学校選択制度は日本においても、東京都品川区を始め導入が広がりつつある政策である。同制度がより普及している米国の、膨大かつ精緻なデータから得られた本研究の知見は、日本国内でのこれまでの研究結果を補完し、現行制度の修正や新たな方策等を今後議論する上でも参考となるものである。

■研究課題名

日本企業の株主構成の変化と事業の多国籍化に関する研究

研究代表者：

平木多賀人 (東京理科大学・教授)

共同研究者：

Jongmoo Jay Choi (Temple University・教授)

研究期間：2013年11月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

本研究課題では、近年日本企業の所有構造においてその重要度を増してきた外国人（外国籍機関投資家）が製造業のグループ再編からその代替となる海外事業の展開にどのような影響を及ぼしてきたかを1995年～2011年度をサンプル期間に取り、検証した。外国人投資家による日本企業の保有と多国籍化の間の関係には計量経済学にやや処理しにくい内生性の問題 (endogeneity problem)が存在する。本研究ではこの内生性の問題を調整した上で、外国人投資家行動の存在が日本企業の再編（特に系列の再編）とその代替である多国籍化にどのように影響を及ぼしているかを検証した。

まずその第1段階では、外国人投資家保有比率が日本の製造業の多国籍化（すなわちオペレーションの国際化）の程度に正の有意な影響を及ぼしている点をProbit分析で検証・確認した。次に、外国人投資家の影響をより受けた多国籍性を有した企業とその影響が乏しかった非多国籍企業との価値格差(トービンの q の差)を通してその日本企業の多国籍化への正の影響の存在を確かめた。この最初の第2段階検証においては、資本の多国籍化（外国人投資家の増加）が事業の国際化に及ぼした影響をPropensity score matchingの手法に仮説変数として外国人機関投資家保有比率を直接使用して内生性を制御した。結果の頑健性を確かめるために Heckman (1997)によって示唆されたInverse Mill's ratioを媒体とした代替的な内生性対応アプローチも同時に第2段階の検証で採用された。外国人機関投資家の存在は国内事業の集約化あるいは海外事業における多国籍化を通して価値創造に有意な正の影響を及ぼしていることが分かった。

この内生性を制御した上で、企業の詳細マイクロデータを分析・集計して、新しいタイプの金融仲介がどのように資本の効率性と価値創造に寄与したかを検証することができた。バブル崩壊以降最も影響力のある海外からの投資家は（国内系列の弱体化を伴う）国内企業再編とその代替である海外事業拡張に有意な影響を及ぼしただけでなく、企業の価値向上に有意に寄与してきたことが分かった。この検証結果は、外国人機関投資家を投機的な資金フロー提供者として批判的に見るのではなく、彼らこそがイノベーションに関連したhuman capitalやorganization capitalを形成する経営者を支持する役割を担ってきたと解釈される。本研究は、実データを通して外国人機関投資家がいわゆる「ハゲタカ」ではなくむしろ企業価値創造に密接に関わりを持ち得る有用な経営資源提供者であることを証拠立てた。詳しくは最終成果Choi, Hiraki and Landi (*Journal of Corporate Finance* 2014)を参照されたい。

行動経済学とセミパラメトリックな構造推定手法を融合した消費者行動モデルの構築と評価

研究代表者：

星野崇宏 (東京大学・准教授)

共同研究者：

宮崎慧 (関西大学・准教授)

研究期間：2014年2月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

消費者の価格弾力性や広告効果などを推定する際に利用される誘導型の動的な離散選択モデルなどでは消費者側の反応のモデルのみ定式化して価格変更や広告出稿の有無の効果が推定されており、寡占市場下での企業行動としてライバル企業の行動の読みあいを考慮していないという点で実際の価格決定メカニズムを無視している。一方、理論的に導かれる企業行動についての数理モデルをもとにパラメータ推定を行う新実証産業組織論の構造推定アプローチでは推定の際の関数形仮定に結果が大きく依存し、関数形の仮定をせずに内生変数によるバイアスを除去するため必要な操作変数を見つけることは容易ではない。また、消費者が合理的であるという仮定によって著しく実際の購買行動への予測力が低下することは実証研究によってすでに知られている。本研究では構造推定手法の上記の2つの問題点を解決する消費者行動モデルの開発を行った。具体的には1番目の問題点への解決として「企業間の競争行動」などパラメトリックなモデルを仮定できる部分はそのままにし、内生変数との関係など他の部分については関数形の仮定を行わないセミパラメトリックな構造推定手法を開発する。2点目の問題については例えば価格を独立変数とした効用関数のモデリングであればプロスペクト理論に従う関数形設定など、行動経済学や意思決定に関する心理学での先行研究を盛り込んだモデル構築を行うことで解決する。

具体的に某スーパーチェーンの全店での2年にわたるFSPプログラムデータ（購買行動データ）を用いて、消費者がforward lookingであることを考慮した構造推定モデルを発展させ、飽和やブランド形成の学習を考慮したモデルを作成した。また、同一スーパーでの価格変化の一部はメーカー側が原資を提供した値引きによることは日本の消費財における商習慣として定着していることから、各メーカーが競合企業の値引きを考慮しながら自社製品の値引きを決定していること、さらに消費者も地域の他店舗での値引きを考慮したモデリングを作成した。これらのモデルを実データに適用し、提案手法の有用性を示した。さらに、購買行動データから、消費者が購買意思決定に際して正則性の逸脱、具体的には魅力効果の影響を受けていることを示した。結果はマーケティングサイエンス学会・行動経済学会等で発表し、現在海外誌に投稿中である。

■研究課題名

産業内多角化による市場経験移転の有害性： 国内損害保険企業の実証分析

研究代表者：

閔廷媛 (九州大学経済学研究院・講師)

研究期間：2013年5月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

関連型多角化の研究では、企業が関連性の高い複数市場に参入すると、資源シナジー効果が生じ、パフォーマンスが向上するという (ex: Rumelt, 1974)。この観点から見ると、同一産業内での複数商品市場への参入を意味する産業内多角化は、市場間の関連性が最も高く、最大の資源シナジー効果をもたらすと予見できる。この予見自体はそれほど驚くに当たらず、数多くの企業が積極的に産業内多角化を行っており、これまでその効果は疑われてこなかった。しかし、最近の実証研究は、産業内多角化が企業パフォーマンス向上をもたらさないことを報告している (ex: Stern & Handerson, 2004; Tanriverdi & Lee, 2008)。先行研究では、その原因が市場間の資源結合を阻害する外部要因にあるというが、これは産業内多角化の独自性を軽視した議論であり、従来の関連多角化の議論の域から出ていない。

本研究では、従来の資源結合の議論から離れ、企業が市場で蓄積した経験とその経験の他市場移転効果に焦点を当てている組織学習論と学習移転論の考えを、産業内多角化効果の議論に導入した。そして、なぜ産業内多角化が企業のパフォーマンス低下をもたらすか、に関する新しい理論構築と実証分析をおこなった。戦前の日本損害保険産業データ(1907年～1940年)を用い検証した結果、企業の同一産業内での他市場経験は、当該市場でのパフォーマンスを低下させることが明らかになった。この傾向は、当該市場よりも前に参入していた他市場経験であるほど強く現れた。その中でも、当該市場と主要競争者(ピア)が一致する度合いが高い他市場、当該市場との実質的な関連性が低い他市場、そして、成功経験を持っていた他市場であるほど、負の効果が強く現れた。これらの発見により、産業内多角化がもたらす負の効果は、市場経験の移転が発生しやすい他市場経験と関連していることが明らかとなった。

本研究の結果は、2015年8月現在、査読付国際学術雑誌であるIndustrial and Corporate Changeに掲載が決定されている。

■研究課題名

公船に対し国際法上とりうる措置の内容とその限度

研究代表者：

坂巻静佳 (静岡県立大学国際関係学部・講師)

研究期間：2013年3月1日～2015年3月31日

【研究の概要】

本研究では、慣習国際法上、特権免除を享受するとされる外国の軍艦及び政府公船に対し、沿岸国等がいかなる措置をとりうるか検討した。検討の主たる結果は以下の3点である。

第1に、慣習国際法上、軍艦は旗国以外の国の国家管轄権から免除されるのみならず、同意なき乗船に代表されるあらゆる物理的な干渉を排除されると解されてきた。軍艦以外の政府公船が享受する免除又は不可侵については議論があるが、その業務内容等を鑑みると、少なくとも一部政府公船は軍艦と区別しがたく、免除及び不可侵の趣旨目的が究極的には国家間関係の円滑化にあることを踏まえると、その享受する範囲・内容について両者を区別する理由はないと考えられる。また、軍艦その他の政府公船の免除については、裁判管轄権及び執行管轄権からのみ免除されるとする立場と、立法管轄権からも免除されるとの立場があるが、現在の多数説は後者である。

第2に、裁判管轄権からの免除を享受する軍艦以外の政府公船の射程については、一般に、国又は政府が所有又は運航し、主権的行為に従事しているか否かを基準として判断されると解されてきた。しかし、免除を享受するために必要な政府又は国の関与の態様又は程度、主権的行為の範囲、裁判管轄権からの免除を享受する船舶の範囲と執行措置から免除を享受する船舶の範囲の相違、またその判断基準の相違の有無などは明確とは言いがたく、さらなる調査・検討が必要である。

第3に、軍艦その他の政府公船に対して沿岸国等がとりうる措置については、国連海洋法条約が紛争の平和的手段による解決を義務づけていることや、国際法上の免除及び不可侵の趣旨目的を踏まえると、保護権の行使としてとられる措置を含め、国家間の摩擦、紛争を惹起しまた激化させる措置は広く排除され、軍艦その他の政府公船の免除及び不可侵は原則として尊重されるとの理解が、その解釈として整合的と考えられる。また、沿岸国等による軍艦その他の政府公船に対する直接的又は物理的な措置が、国際法上禁止される「武力による威嚇又は武力の行使」に相当しない範囲は、当該措置をとる主体及び相手方がいずれも軍艦その他の政府公船であることから、一層限定的にならざるをえない。

以上の成果の一部を、2014年12月6日、日本海洋政策学会第6回年次大会で報告した。2015年度中に論文としてまとめ、投稿する予定である。

■研究課題名

米国証拠開示手続を巡る抵触法上の諸問題に関する研究

研究代表者：

嶋拓哉 (北海道大学大学院法学研究科・教授)

研究期間：2013年2月1日～2015年9月30日

【研究の概要】

第一に、ディスカバリを伴う米国民事判決の内国効力承認の問題を検討した。米国民事手続では域外的な証拠調べが行われ、これが執行管轄権(国際法)違反に該当する場合があるが、この問題と当該米国判決の承認拒否事由に当たるかという問題との関係について、ドイツでの裁判例を参照しつつ分析を行った。両者を連動させて論じる見解もあるが、国際法は国家間の問題を取扱うのに対して、外国判決の承認は私人の渉外的私法関係の安定を目的としており、両者の法的意義が異なる以上、国際法違反の証拠開示が行われたからと言って、直ちに外国判決の承認拒否事由に該当すると考える必然性がないとの結論を得た。

第二に、上記第一の点に付随して、域外的なディスカバリの実施が執行管轄権(国際法)違反を構成するかについて検討を行った。日本国内の当事者に対して米国裁判所が文書提出命令を行った場合には、たとえ刑事罰が賦課されたときであっても、執行管轄権違反を構成しないが、証言録取が日本国内で実施されれば執行管轄権違反を構成することを明確に示した。

第三に、ディスカバリと対抗立法の関係を概観した。欧州大陸諸国では米国ディスカバリへの対抗立法が存在するが、これが米国のディスカバリ手続において有効な抗弁となり得ているわけではないことを確認した。他方において、米国判決の承認の段階で、これら欧州大陸諸国が自国の対抗立法の存在を考慮し得ることから、これら対抗立法の存在が国際民訴のレベルにおいて、一定の存在意義を有することも判明した。

第四に、証拠条約や日米領事条約を参照しつつ、ディスカバリ実施に関する司法共助の可能性についても検討を行った。(以上の研究成果につき、下記「1. 論文①」および「2. 報告」)

第五に、国際民事手続法および準拠法に関する研究を付随的に実施した(以上の研究成果につき、下記「1. 論文②～⑦」)。

(研究成果)

1. 論文

- ①「ディスカヴァリに基づく米国判決の承認問題についての再考－ドイツにおける議論を中心に－」掲載雑誌は未定。
- ②「選択的連結に対する反致の適用に関する若干の考察」北大法学論集65巻5号489-518頁
- ③「外国倒産手続の承認申立てが競合した場合の優先関係について判断された事例」判例時報2205号151-156頁
- ④「外国判決の執行判決請求訴訟における相殺抗弁の可否とその準拠法」ジュリスト1465号123-126頁
- ⑤「名誉・信用毀損および一般不法行為を巡る法適用関係と不法行為の国際裁判管轄」ジュリスト1474号143-146頁
- ⑥「渉外事案における法定訴訟担当および著作権移転・侵害の準拠法」ジュリスト1477号115-118頁
- ⑦「相続財産の構成を巡る法の適用関係」ジュリスト1485号139-142頁

2. 報告

- ・同志社大学 9月17日「ディスカヴァリに基づく米国判決の承認問題について－ドイツにおける議論を中心に－」

国際投資法における「間接収用」の射程： 南部アフリカの黒人優遇法制をめぐって

研究代表者：

中川淳司 (東京大学社会科学研究所・教授)

共同研究者：

Nokuhle Madulo (ワイトウォーターズランド大学マンデラ研究所・上席研究員)

Azwimpheleli Langalanga (ワイトウォーターズランド大学マンデラ研究所・研究員)

研究期間：2013年3月1日～2015年2月28日

【研究の概要】

本研究は、近年の投資紛争仲裁で争点となることが増えている「間接収用(indirect expropriation)」の概念の意義と射程について、南部アフリカの条約実践と投資紛争仲裁事例に焦点を当てて検討するものである。研究の第1の柱として、アパルトヘイト廃止後の南部アフリカ諸国(南アフリカ、ナミビアなど)における国家再建プロセスで、かつて差別的な地位に置かれていた黒人層を対象として設けられた黒人優遇法制の概要を整理した。続いて、黒人優遇法制のうち、特に雇用における黒人優遇を求める法制が、他の国民階層や外国投資家に不利な待遇を与えることを明らかにした。研究の第2の柱は、南アフリカ共和国の黒人優遇法制に基づく雇用における黒人の優遇の義務付けにより、同国への投資活動が継続できなくなったため、これが南アフリカ共和国と欧州諸国との二国間投資協定が規定する間接収用に当たるとして欧州の投資家が投資紛争仲裁に申し立てた事例を検討した。この案件は、最終的な仲裁判断が出される前に和解によって解決され、和解の内容は公開されていない。ただし、新聞その他のメディアが報道するところによれば、南アフリカ政府は外国投資家に対して補償を支払った模様である。研究の第3の柱は、この事例から、投資受入国が公正な社会政策目的でとる措置が「間接収用」とみなされる余地があることを確認した上で、外国投資家の正当な期待との関係でこの種の措置が補償不要な正当な政策遂行とみなされるための国内法上の根拠、及び国際法上の正当化根拠を検討した。

研究の成果を、2014年7月の国際経済法学会(Society of International Economic Law)第4回研究大会において本研究課題と同じタイトルのポスターとして発表した。

■研究課題名

東日本大震災における応急仮設住宅をめぐる政策過程 ー福島・宮城・岩手を中心にー

研究代表者：

西田奈保子 (福島大学行政政策学類・准教授)

研究期間：2012年12月3日～2014年12月30日

【研究の概要】

住宅は個人の生活の基盤となる私的財であるとともに、個人と地域空間とを結びつける社会的基盤である。災害時の被災者の生活再建においても、住宅行政は重要な柱と位置づけられてきた。2011年に発生した東日本大震災の被災者の多くは、避難所を経て、応急時の住宅セーフティネットとして災害救助法に基づき制度化されている応急仮設住宅に入居し、時間経過に伴って災害公営住宅や自力再建住宅等の本設住宅に移り住んでいくことになる。

本研究では、被害が特に集中した被災3県における応急仮設住宅の供給に関わる実態と政策過程を考察した。応急仮設住宅は、都道府県への法定受託事務であり、市町村が事務を補助するしくみで供給されるものであり、国の福祉国家的政策を自治体を実施するという政府間関係のなかで供給実態が決まる性質をもつ。本研究では、各県における応急仮設住宅の供給実態を資料調査や現地調査等により明らかにし、その結果、差異があることを明らかにした。さらに、その主要な差異が発生した自治体の政策過程を市町村レベルの取り組みも含め聞き取り調査により詳細に調査し、なぜそのような選択がなされたのかを分析した。

この研究で得られた成果を一部含む内容の詳細は、2013年度日本行政学会研究会分科会及び日本地方自治学会で報告した。また、日本地方自治学会の研究誌等で公表（2015年予定）することとした。本助成研究で得られた調査結果に基づく着想は、今後の研究として展開させていくことを計画している。

■研究課題名

東日本大震災の中小企業復興計画における 信託制度の利用可能性

研究代表者：

深浦厚之（長崎大学経済学部・教授）

研究期間：2012年1月1日～2014年12月31日

【研究の概要】

東日本大震災はそれまでの経済活動が外的諸力により中断された事象として理解できる。よってその復興は、「ダメージを受けた物的・人的資源をそれらを用いて新たな経済活動を行うことのできる経済主体へ移転する過程」として把握することが可能である。したがって、陳腐化した経営資源を若い世代の経営者に移転させる過程である事業承継と平行に論じることができるというのが、本研究の作業仮説である。本研究の成果は4点である。

- (1) 事業承継過程についての理論研究において、現役世代と将来世代の間に生じる利益相反をどのようにマネジメントするかが事業承継の成否を決めることを明らかにした。
- (2) 被災地商工会議所、復興庁等での調査等から、復興は単純な現状復帰では不十分であることを確認した。なぜなら、復興過程には時間がかかるので被災前の状況に戻ったとしても、その間に他地域や他企業において生じる成長や技術革新に追いつくことができず、競争力を維持できないからである。よって、復興過程は原状回復を越えた確信や潜在成長力の底上げを伴うものでなければならない。
- (3) 以上のことから、ダメージを受けた経営資源に対して、最新の経営能力・先端的な技術を有する経済主体への移転が不可欠である。これは大きな努力を要する活動であり、震災によって経営体力を失った被災地には大きな負担となる。また、これらは極めてリスクな取り組みであり、資金調達にも工夫が必要である。従ってビジネスモデルや技術に関する様々な情報を幅広く集約し、新たなビジネスのためのプラットフォームを立ち上げ、かつ、資金を集約し、資金提供者への利益配分を確実なものとする、という複合的な機能が必要である。
- (4) 信託契約には、委託者・受託者・受益者・信託財産の置かれた状況に応じて弾力的に利害関係を整理・構築できるという利点を持つオーダーメイド的な側面がある。また、信託銀行は金融仲介機関として規模の経済性・範囲の経済性を発揮する。信託契約と信託銀行の双方の利点を組み合わせることにより、被災経営資源の再活性化・被災地域の地域経済の競争力の維持に効果が期待される。財政の制約が厳しい中で、復興に効果的に民間資金を投入する必要があるが、そのためにも信託制度の設計の柔軟性を最大限に活用することが望ましい。